

なごみの郷訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 正仁会が、運営するなごみの郷訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業及び指定介護予防訪問介護事業と指定訪問介護サービス事業及び指定生活援助特化型訪問サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態及び要支援状態等にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定訪問介護及び介護予防訪問介護（以下「指定訪問介護等」という。）又は指定訪問介護サービス及び指定生活援助特化型訪問サービス（以下「指定訪問介護サービス等」という。）を提供し、広島市長（以下「市長」という。）が別に定める研修の修了者（以下「生活援助員等」という。）が、指定生活援助特化型訪問サービスを提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(指定介護予防訪問介護の運営の方針)

- 第3条 指定介護予防訪問介護の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 2 指定介護予防訪問介護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
- 3 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(指定訪問介護サービス等の運営の方針)

第4条 指定訪問介護サービスにあつては、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 指定生活援助特化型訪問サービスにあつては、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除等の日常生活の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 前3項のほか、「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 なごみの郷訪問介護事業所
- (2) 所在地 広島市安佐北区落合五丁目25番8号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 13名(常勤兼務13名)

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護サービスの利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護サービス計画の作成等を行う。

- (3) 訪問事業責任者 7名(常勤兼務7名)

訪問事業責任者は、事業所に対する生活援助特化型訪問サービスの利用の申し込みに係る調整、生活援助員等に対する技術指導、生活援助特化型訪問サービス計画の作成等を行う。

- (4) 訪問介護員等 33名(常勤専従1名、常勤兼務14名、非常勤専従5名、非常勤兼務13名)

訪問介護員等は、指定訪問介護等及び指定訪問介護サービス等の提供に当たる。

- (5) 生活援助員等 21名(常勤兼務8名、非常勤兼務13名)

生活援助員等は、指定生活援助特化型訪問サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第7条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後6時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(提供するサービスの内容及び利用料等)

第8条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- ① 身体介護型
- ② 生活援助型

2 指定介護予防訪問介護の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額(月単位)は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- ① 介護予防訪問介護費(Ⅰ)…1週に1回程度
- ② 介護予防訪問介護費(Ⅱ)…1週に2回程度
- ③ 介護予防訪問介護費(Ⅲ)…1週に2回を超えた場合

3 指定訪問介護サービスの内容は、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を総合的に提供することとし、その提供した場合の利用料の額は市長が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

4 指定生活援助特化型訪問サービスの内容は、調理、洗濯、掃除等の日常生活の支援を提供することとし、その提供した場合の利用料の額は市長が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

5 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等及び指定訪問介護等サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当り20円を実費として徴収する。

6 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、広島市安佐北区、安佐南区、東区とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問介護員等及び生活援助員等が、指定訪問介護等及び指定訪問介護サービス等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所が行う指定訪問介護等及び指定訪問介護サービス等の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、市町村、利用者に係る居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発及び普及するための従業員に対する研修の実施
- (5) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置
- (6) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第14条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定訪問介護等及び指定訪問介護サービス等に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 正仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

【付 則】

この規程は、平成14年11月1日から施行する。

平成18年2月1日 改定

平成20年8月5日 改定

平成22年2月1日 改定

平成23年9月1日 改定

平成25年12月1日 改定

平成26年9月1日 改定

平成28年7月1日 改定

平成29年4月1日 改定

平成29年6月1日 改定

平成29年10月1日 改定

令和4年6月1日 改定

令和6年5月1日 改定